

第3回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和3年9月24日（火） 10時00分～11時11分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	上林委員、桜間委員
労働者代表委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者代表委員	佐々木委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 ただ今から第3回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、坂本部長、廣利委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては坂本部長が欠席されていますので桜間部長代理をお願いいたします。</p> <p>○桜間部長代理 それでは代理で進行を務めさせていただきます。 本日は坂本部長が御欠席ですので公益側の議事録確認は私が行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>○労使各委員 異議なし。</p> <p>○桜間部長代理 では、私が議事録確認を行うこととします。</p>	

それでは議題に入りたいと思います。

まず、事務局から何か参考になる情報等がありますか。

○安積賃金室長

参考となる情報としまして、他局の塗料製造業最低賃金の審議状況について簡単に御説明します。

栃木県は必要性有りで金額の審議中です。

大阪府は、必要性有りで今後 1,115 円から 1,120 円の間での金額審議を予定しているとのことです。

以上です。

○桜間部会長代理

それでは議題(1)「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として前回に引き続き金額についての審議となります。

前回の労使それぞれの御主張は、

労働者側委員は 52 円引き上げの 1,100 円。

その理由として、

塗料は生活のあらゆる場面に登場し基幹産業を支える土台的な存在であるが「3K 職場」とも呼ばれることもあり、地賃に対する優位性を持たせて優秀な人材を確保する必要がある。業界では先行き不透明感も有るが出荷金額の上昇が継続し、持ち直しの動きがある。春闘の結果では 4.5 パーセントの賃金改善が達成された。また他府県の塗料製造業最低賃金と比較しても兵庫県が一番低い額となっているので少しでも追いつく必要がある。労働協約下限と地賃の改定率 5.09 パーセントを参考にした。

とのことでした。

一方、使用者側委員は当初の提示額は 35 円引き上げでしたが、再検討され、43 円引き上げの 1,091 円との主張でした。

その理由としては、

塗料の出荷金額は伸びているが出荷量、つまり生産量は 97 パーセントから 98 パーセントと伸び悩んでいる。建築関係を中心に価格転嫁は進んでいるが中小企業では値上げ交渉が十分に進んでいない。特定最低賃金の対象は中小企業が多く、そこに配慮したい。原材料費や物流費が高騰し、人手不足による中途採用で人件費も大きくなっている。

とのことでした。

公労会議、公使会議を行いました結論は出ず、持ち越しとなり本日を迎えております。

以上でよろしいでしょうか。

○労使各委員

はい。

○桜間部会長代理

それでは引き続き金額審議を進めたいと思います。

最初に労側、使側委員、それぞれで打ち合わせは必要ですか。

○労使各委員

はい。

○桜間部会長代理

では、お願いします。

(労働者側委員及び使用者側委員がそれぞれ別室にて打ち合わせ。)

○桜間部会長代理

それでは審議を再開します。

まず、労働者側委員から改めて引き上げ額等金額提示をお願いします。

○三浦委員

それでは報告いたします。

前回 52 円引き上げ 1,100 円を要求しました。その理由としましては第 2 回目ですと言ったとおりですが、栃木、神奈川、大阪の塗料最賃に比べると兵庫県が一番低いので今回少しでも追いつくために地賃 51 円以上のところを考えました。

勿論それ以上のところを要求していきたいのですが、現状の労働協約が 1,100 円で 52 円までしか要求できない制限がありますので 52 円を要求させていただいています。

しかし、52 円引き上げられたとしても栃木、大阪も幾らかの引き上げがあると思いますのでまだまだ追いつくところまで至らないと考えています。

よって、前回使用者側(委員)が提示された 43 円引き上げて 1,091 円という額も今回影響率が我々の要求している 52 円と変わらないということもあり、是非 52 円で御回答いただきたいというところです。

○桜間部会長代理

それでは変更無しということですね。

○三浦委員

はい。

○桜間部会長代理

次に使用者側委員をお願いします。

○吉川委員

先週 35 円から 43 円に引き上げをしましたが、再検討をし、労働者側委員が仰られるとおり加重平均で 4.54 パーセントという数字は根拠があると我々も判断しまして、48 円引き上げ、4.58 パーセントで再提示させていただきます。

○桜間部会長代理

労使双方から金額提示とその考えを伺いました。

労働者側は前回と同じ 52 円引き上げの 1,100 円、使用者側は 48 円引き上げの 1,096 円という御主張でしたが、金額に開きがございますのでこれから更に詰めたいと思います。

まず、公益側委員と労働者側委員でお話をさせていただき、その後、使用者側委員とお話させていただきます。よろしいですか。

○労使各委員

はい。

(別室に移動して、公労会議、公使会議、労使会議。)

○桜間部会長代理

労使委員の皆さんから労使の議論の結果を伺い、労使の意見が一致したと考えますので、本専門部会としての金額改正を纏めさせていただきたいと思います。

労働者側委員はプラス 52 円、1,100 円、使用者側委員はプラス 48 円、1,096 円という金額を話されました。

労働者側委員は大阪、栃木との差を縮めて追いつきたい、連合の目標値にこだわったとのこと、対して、使用者側委員は春闘の加重平均 4.5 パーセントとの根拠を示されました。

その後、労使でお話をされる中で本日当初は 4 円の差がありましたが双方とも三者合意を目指そうという点では一致していましたし、良好な労使関係を維持していきたいとのことで、最終的に 51 円引き上げて時間額 1,099 円とすることで意見が一致されました。

人材確保という側面も考える中での結果で、双方ともぎりぎりのところで決断された金額だと思います。

以上のとおり本専門部会での金額改正については結論が出たと考えますので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。

必要性の有無についての審議と同様に、金額審議におきましても 7 月 19 日の本審に

において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することを議決しています。

全会一致で改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で事務局に部会報告案及び答申文案を作成してもらい、答申を行うこととしています。

では、まず全会一致であることの確認を行います。

それでは、兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、

時間額 1,099 円、引き上げ額 51 円

効力発生の日 令和6年12月1日

とします。

御異議はございませんか。

○各委員

異議なし。

○桜間部会長代理

ありがとうございます。

出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により兵庫県塗料製造業最低賃金の改正内容について、時間額 1,099 円、引き上げ額 51 円と決議されたことを確認いたします。

では事務局において、この内容で専門部会の報告文案及び答申文案の作成をお願いします。

○安積賃金室長

それでは準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局作成の報告文案を部会長代理が確認後、各委員に配布。)

○桜間部会長代理

では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げてください。

○賃金指導官

それでは報告文案を読み上げさせていただきます。

令和6年9月24日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野 巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長 坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上林 憲雄	浦上 哲也	佐々木 保
坂本 知可	三浦 圭司	廣利 芳樹
桜間 裕章	森田 直樹	吉川 和宏

別紙

兵庫県塗料製造業最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
 - (1) 塗料製造業
 - (2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
 - (3) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,099 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和6年12月1日

○桜間部会長代理

ただ今、読み上げていただいた報告文案の内容でよろしいか。

○各委員

はい。

○桜間部会長代理

それでは報告文案から案を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行いますので、事務局は準備をお願いします。

(答申文案を各委員に配布。)

○桜間部会長代理

それでは事務局で答申文案を読み上げてください。

○賃金指導官

それでは答申文案を読み上げさせていただきます。

令和6年9月24日

兵庫労働局長
赤松 俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付け兵労発基 0719 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

以下は報告書と同文ですので省略させていただきます。

○桜間部会長代理

ただ今読み上げていただいた答申文案の内容でよろしいですね。

○各委員

はい。

○桜間部会長代理

それでは答申文案から案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いします。

○安積賃金室長

準備させていただきます。

(部会長代理から労働基準部長に答申文を手交。事務局が答申文写を各委員に配布。)

○桜間部会長代理

続いて議題(2)「その他」ですが、事務局から説明事項等ありますか。

○安積賃金室長

特にございませぬ。

○桜間部会長代理

それでは本日の審議はこれで終わります。お疲れ様でした。

最後に一言お伝えさせていただきたいと思います。

7月19日に兵庫労働局長から必要性の有無についての諮問がなされてから、本日まで、この専門部会の各委員の皆様とこの兵庫県塗料製造業に係る必要性の有無及び金額改正についての審議を重ねてきました。

その結果、全会一致での結審に至ることができました。

委員の皆様のご努力と審議会運営に対する御協力につきまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、これで、今年の兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会は終了といたします。

桜間 裕章

浦上 哲也

吉川 和宏